高鍋町訓令第38号

鳥獣被害対策緊急支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和７年６月23日

高鍋町長　黒　木　敏　之

鳥獣被害対策緊急支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ヒヨドリ被害により露地園芸作物に甚大な被害を受けた農業者に対し、予算の定めるところにより、鳥獣被害対策緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和47年高鍋町規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

　（交付対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、高鍋町内に在住する露地園芸農家及び高鍋町に事務所を有し露地園芸を営む法人のうち、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1)　町税を滞納している者

(2)　暴力団（高鍋町暴力団排除条例（平成23年高鍋町条例第８号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

(3)　暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）

(4)　暴力団関係者（条例第２号第３号に規定する暴力団関係者をいう。）

　（補助金の対象経費及び補助率）

第３条　補助金の対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（申請に必要な書類）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　領収書の写し

(2)　仕様書、見積書等、補助対象経費の内訳がわかる書類

(3)　その他町長が必要と認める書類

　（実績報告）

第５条　規則第13条第１項の規定による実績報告は、補助金の交付決定のあった年度の３月31日までにしなければならない。

附　則

１　この訓令は、公表の日から施行する。

２　この訓令は、令和８年３月31日までに申請があった補助金の交付に関する手続が完了した日に、その効力を失う。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 |
| 令和６年度産の露地園芸作物に対するヒヨドリによる被害対策 | 〇防鳥ネット、その他被覆資材の購入費  〇防鳥ネット、被覆資材を設置するために必要な支柱等資材の購入費  ・ただし、令和６年度産露地園芸作物のうち、令和６年10月１日から令和７年３月末日までに収穫を終えた農産物に対して行ったヒヨドリ対策に係る費用に限る。 | １/３以内 |